

件名	亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例	財務部 税務室
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）の公布に伴い、平成27年4月1日から施行が必要であった規定について、所要の改正を行ったものです。</p> <p>なお、この改正は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年3月31日付けで専決処分したものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>固定資産税と同様に、現行の土地における都市計画税の負担調整措置の仕組みを継続するため、地方税法において当該調整措置の延長を行う等の措置が講じられました。それに伴い、本条例において関連する条項の整備を行うものです。 < 第2条第2項、附則第4項から第9項まで、附則第11項及び附則第13項関係 ></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、平成27年4月1日とし、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用することとしました。</p>		

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第 22 号

亀山市都市計画税条例の一部を改正する条例

亀山市都市計画税条例（平成 17 年亀山市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「又は第 28 項」を「、第 28 項又は第 30 項から第 33 項まで」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 36 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 6 項から附則第 9 項までの規定中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 11 項（見出しを含む。）中「平成 24 年度から平成 26 年度まで」を「平成 27 年度から平成 29 年度まで」に改める。

附則第 13 項中「第 11 項、第 15 項から第 22 項まで、第 24 項、第 26 項、第 30 項、第 34 項、第 35 項若しくは第 40 項」を「第 13 項、第 17 項から第 24 項まで、第 26 項、第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 37 項若しくは第 42 項」に、「第 28 項」を「第 30 項から第 33 項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の亀山市都市計画税条例の規定は、平成 27 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 26 年

度分までの都市計画税については、なお従前の例による。